

ミサワホームホールディングス株式会社等に対する 債権の弁済受領完了について

平成18年3月31日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者から債権全額の弁済受領を完了しました。これにより機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなりました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

ミサワホームホールディングス株式会社ほか30社（別紙）

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成16年12月28日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行い、平成17年3月25日に法第25条第1項に規定する買取決定を行いました。その後、対象事業者は、平成17年6月に事業再生計画に沿って、スポンサーであるトヨタ自動車株式会社、NPF-MG投資事業有限責任組合及びあいおい損害保険株式会社を引受先とする第三者割当増資を実施し、スポンサーのサポートの下、事業再生に取り組んでおります。

3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本43,411百万円の債権に関し、金融機関等から14,274百万円で買い取り、事業再生計画に沿って債権放棄（28,452百万円）を行った後、残った14,960百万円の債権に関し、事業収益及び担保処分等により4,502百万円の弁済を受けておりましたが、今般、残債権全額に当たる10,458百万円の弁済を受け、全額完済となったものです。

4. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437

(別紙)

対象事業者 31社

ミサワホームホールディングス株式会社
ミサワホーム株式会社
ミサワホーム北海道株式会社
ミサワホーム北日本株式会社
東北ミサワホーム株式会社
株式会社ミサワホーム福島
ミサワホーム信越株式会社
ミサワホーム東関東株式会社
ミサワホーム西関東株式会社
株式会社ホームイング埼玉
ミサワ・エム・ジー建設株式会社
ミサワホーム東京株式会社
株式会社ミサワホーム静岡
ミサワホーム東海株式会社
三重ミサワ建設株式会社
ミサワホーム近畿株式会社
淡路ミサワホーム株式会社
ミサワホーム中国株式会社
ミサワホームサンイン株式会社
ミサワホーム九州株式会社
株式会社ミサワテクノ
富山住宅工業株式会社
四国住宅工業株式会社
株式会社マザアス
テックビルド株式会社
ミサワ不動産株式会社
株式会社ヒルズガーデン札幌
株式会社国際高等研究所
九州ランド開発株式会社
瀬戸内リゾート株式会社
ミサワファイナンス株式会社